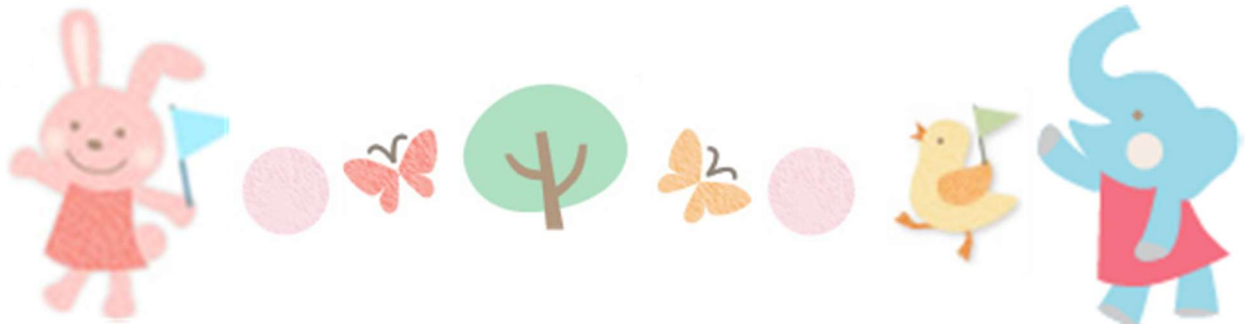


# トレジャーキッズ いっしゅ保育園



## 重要事項説明書

(入園のしおり)

令和8年度

株式会社セリオ  
令和8年4月1日

# 目次

<b>第1章 施設概要</b> 1. 施設の目的及び運営の方針 2. 園舎見取り図	p.3 p.4	<b>第4章 家庭との連携</b> 1. 園からのお知らせ 2. 保護者様のご連絡について 3. 緊急時の連絡方法 4. 非常災害対策 5. 緊急時の対応 6. 家庭と保育園との連絡について 7. 保育内容に関する相談・苦情窓口 8. 虐待防止等の措置について 9. 第三者評価について 10. 利用者に対しての保険 11. 個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて 12. 写真について 13. 登園におけるその他の留意事項	p.27 p.31 p.31 p.32 p.33 p.33 p.33 p.35 p.36 p.36 p.36 p.37 p.37
<b>第2章 保育の内容</b> 1. 保育の理念、目標など 2. 保育の特徴 3. 利用の開始に関する事項 4. 契約の解除 5. 保育について 6. 保育園の1年 7. 登降園について 8. 食事と離乳食	p.5 p.6 p.6 p.6 p.7 p.12 p.13 p.13	トレジャーキッズ保育園における個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて 一日の保育の流れについて 入園時に用意していただくもの 午睡用タオルについて 事故に繋がるものの具体例 トレジャーキッズいっしゃ保育園運営規定	p.38 p.40 p.41 p.42 p.43 p.44
<b>第3章 保健と健康管理</b> 1. 登園の条件について 2. くすりについて 3. 園児健康診断 4. 嘱託医について 5. 感染症の登園基準 6. 病児、病後児保育について 7. 乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために 8. 予防接種 （資料）登校・登園・登室許可証 SIDS リーフレット	p.16 p.18 p.18 p.18 p.19 p.19 p.19 p.19 p.20 p.26		

## 第1章 施設概要

### 1. 施設の目的及び運営の方針

#### (1) 運営主体

事業者の名称	株式会社セリオ
事業者の所在地	〒530-0003 大阪市北区堂島 1-5-17 堂島グランドビル8階
事業者の連絡先	06-6442-0600 (本社) 052-684-7922 (名古屋オフィス)
代表者氏名	平田 敬

#### (2) 施設の概要

種別	認可保育所							
名称	トレジャーキッズいっしゃ保育園							
所在地	名古屋市名東区亀の井 3-88							
連絡先	電話番号 052-784-5557 FAX 番号 同上							
施設長氏名	森川 千鶴							
開設年月日	2022年4月1日							
事業所番号	2311506100071							
利用定員	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	クラス名	ほし組	つき組	にじ組	かぜ組	そら組	だいち組	
	人数	6人	12人	12人	10人	10人	10人	

#### (3) 施設の概要

敷地	専有面積	678.90 m <sup>2</sup>
	園庭	197.75 m <sup>2</sup>
園舎	構造	木造 2階建て
	延べ	450.00 m <sup>2</sup>

#### (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	面積
ほふく室 (0歳児)	1室	27.5 m <sup>2</sup>
乳児室 (1歳児)	1室	43.14 m <sup>2</sup>
保育室 (2歳児)	1室	31.64 m <sup>2</sup>
保育室 (3歳児)	1室	32.50 m <sup>2</sup>
保育室 (4歳児)	1室	32.50 m <sup>2</sup>
保育室 (5歳児)	1室	32.64 m <sup>2</sup>
調理室	1室	28.00 m <sup>2</sup>
医務室	1室	2.10 m <sup>2</sup>
幼児用トイレ	1室	20.00 m <sup>2</sup>
その他		m <sup>2</sup>

※当園は安心安全な施設運営への取り組みのため、園内見守りカメラの導入をしております。

- 目的：外部からの進入抑止および園内トラブル（ケガ、不審者侵入）発生時の事実確認のため。
- 設置場所：各保育室、玄関、園庭

(5) 職員体制（令和8年4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1人	1人	0人	園務をつかさどり、所属職員を監督
主任保育士	1人	1人	0人	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる
保育士	15人	9人	6人	園児の保育
保育補助	2人	0人	2人	保育士の補助
栄養士	2人	2人	0人	園児の栄養指導
調理員	3人	0人	3人	給食の調理
看護師	1人	1人	0人	園児の健康管理
用務員・警備	1人	0人	1人	園内の環境整備管理

(6) 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	2	2	3	6
1歳児	12	12	12	12
2歳児	12	12	12	11
3歳児	11	14	14	14
4歳児	5	14	14	14
5歳児	0	5	12	13

子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし（ある場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

2. 園舎見取り図



## 第2章 保育の内容

### 1. 保育の理念、目標など

#### セリオの保育

自分らしくいてほしいから  
健やかでいてほしいから  
自信をもってほしいから  
なんにでも向かっていってほしいから  
友だちを大切にしてほしいから

やさしく、そっと、子どもたちに寄り添います

#### 保育理念

子ども一人ひとりの発達を保障し豊かな成長を支えます。  
子どもの情緒が安定し、いきいきと自らを成長させる事が出来る環境を目指します。

#### 保育方針

子ども達にとって第二の家庭でありたいと願っています。  
生活や遊びを通して一人ひとりの子どもをよく観察し、乳幼児期に適した環境を整えて、あたたかい人間関係や秩序ある生活の中で主体性を育む保育を目指します。

#### 保育目標

- 1 自分を肯定できる子ども
- 2 感性豊かな子ども
- 3 創造力の豊かな子ども
- 4 思いやりのある子ども

## 2. 保育の特徴

季節に応じた保育、食育を取り入れております。

厚生労働省より発行されている以下の指針やガイドライン等に基づき保育を行っております。

- 保育所保育指針
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
- 保育所における感染症対策ガイドライン
- 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
- 保育所における食事の提供ガイドライン
- 大量調理マニュアル
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
- 授乳・離乳の支援ガイド

## 3. 利用の開始に関する事項

当園は、区市町村から保育の実施について委託を受けた時は、これに応じるものとします。

## 4. 契約の解除

(1) 下記の場合、保育の提供を終了し、退所させるものとします。

- 満6歳を迎える年度を終了したとき
- 教育・保育給付認定保護者が退所を申し出たとき
- 保育認定こどもに該当しなくなったと市が認めたとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたときと市が認めたとき

(2) 退園について

退所を希望される場合には、速やかに保護者の居住区の区役所民生子ども課と当園までご連絡いただきますようお願いいたします。

当園を退園・転園された後にも、ご相談等がございましたら当園にご連絡ください。

## 5. 保育について

0歳～5歳までの一貫した就学前保育（養護・教育）をいたします。

### (1) 保育時間

12時間開所となります。

		月曜～金曜	土曜
開園時間		7:30 ～ 19:30	7:30 ～ 19:30
保育時間	標準	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:30
延長保育時間	標準	18:31 ～ 19:30	18:31 ～ 19:30
	短時間	7:30 ～ 8:30	7:30 ～ 8:30
		16:31 ～ 19:30	16:31 ～ 19:30
休園日	○日曜日 ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○年末年始（12月29日～31日、及び1月2日・3日）		

### (2) 土曜保育について

勤務状況届に土曜勤務等の記載のない方で、土曜保育を利用される場合は、給食の食材準備や配置等の関係上、前月15日までに必ず「土曜保育申込書」を提出いただきますようお願いいたします。

### (3) 延長保育について

- ・標準時間認定をされた方で、18時31分～19時30分の利用をされる場合
- ・短時間認定をされた方で、7時30分～8時30分、及び16時31分～19時30分までの間利用をされる場合月極めの延長保育については勤務時間・通勤経路・時間など考慮のうえ、利用時間の申請をして頂きます。保護者の方の就労形態や通勤時間の増加などで保育時間の延長が必要になった場合、利用したい月の前月10日迄に延長保育の申請をしてください。（ただし、急遽延長保育を希望される場合は、保育園までご連絡ください）

※延長保育を利用される場合は、延長保育利用申請書の提出が必要になります。

(4) 料金について

① 利用者負担について

クラス	内容	負担を求める理由及び目的	単価 (税込)	個数	合計 (税込)
0歳児	カラー帽子 黄緑	保育で必要な物品	1190円	1	1190円
1歳児	カラー帽子 水色	保育で必要な物品	1190円	1	1190円
2歳児	カラー帽子 橙	保育で必要な物品	1190円	1	1190円
	スモック (遊び着)	保育で必要な物品	1800円	1	1800円
3歳児	カラー帽子 赤	保育で必要な物品	1190円	1	1190円
	連絡帳 シール	保育で必要な物品	720円	1	720円
	スモック (遊び着)	保育で必要な物品	1800円	1	1800円
	制服ボレロ グレー 90~140	保育で必要な物品	9500円	1	9500円
	体操服ポロシャツ	保育で必要な物品	2300円	1	2300円
	体操服パンツ	保育で必要な物品	1900円	1	1900円
	リュック	保育で必要な物品	4450円	1	4450円
4歳児	シューズ	保育で必要な物品	2280円	1	2280円
	カラー帽子 桃	保育で必要な物品	1190円	1	1190円
	連絡帳 シール	保育で必要な物品	720円	1	720円
	スモック (遊び着)	保育で必要な物品	1800円	1	1800円
	制服ボレロ グレー 90~140	保育で必要な物品	9500円	1	9500円
	体操服ポロシャツ	保育で必要な物品	2300円	1	2300円
	体操服パンツ	保育で必要な物品	1900円	1	1900円
	リュック	保育で必要な物品	4450円	1	4450円
5歳児	シューズ	保育で必要な物品	2280円	1	2280円
	カラー帽子 ぼたん	保育で必要な物品	1190円	1	1190円
	連絡帳 シール	保育で必要な物品	720円	1	720円
	スモック (遊び着)	保育で必要な物品	1800円	1	1800円
	制服ボレロ グレー 90~140	保育で必要な物品	9500円	1	9500円
	体操服ポロシャツ	保育で必要な物品	2300円	1	2300円
	体操服パンツ	保育で必要な物品	1900円	1	1900円
	リュック	保育で必要な物品	4450円	1	4450円

※体操服ポロシャツ 130 cmは 2760 円、体操服パンツ 130 cmは 2280 円、スモック 130 cmは 2160 円となります。

※用品は専用サイト『すまいるストアにて』直接購入になります。

※写真購入に関しましては、保護者様より直接園フォトへ購入していただくものとなります。

お問い合わせ等はうるるにご連絡お願いいたします。

◆卒園アルバム購入費 (5歳児)

卒園アルバム	1冊 7,000円前後
--------	-------------

※金額は頁数等により前後します。

◆行事参加費、交通費等

5歳児 ・プラネタリウム参加 ・保育まつり等

<令和7年度実績> ・5歳児卒園アルバム代 6,842円

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
紙おむつおしりふき定額利用サービス	0歳～2歳 定額のご利用料をお支払いいただき、園内で使用する紙おむつ・おしりふきを園より提供します。	2,200円（税込）/1か月 ※金額変更有
行事参加費 その他	遠足の入園料等 卒園アルバム	事前に保護者に説明同意の上、徴収することとする
主食費	本園は3歳児クラス以上に対し、主食（米飯及びパン）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、主食の提供を行わない場合には、主食費が減免される。	1,700円/1か月
副食費	本園は3歳児クラス以上に対し、副食（主食以外）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、副食の提供を行わない場合や年収360万円未満相当世帯又は第3子以降のお子さんは、副食費が減免される。	4,500円/1か月
セキュリティカード	セキュリティカードは卒園退園時に園に必ず返却をお願いいたします。紛失時には2,800円（税込）を徴収いたします。またセキュリティ保護のため、紛失時には速やかに園にお申し出いただきますようお願いいたします。	紛失時のみ料金発生 2,800円（税込）
材料費	行事プレゼント・進級祝い・卒園記念品など	400円/1か月
スイミング	バス料金 レッスン費用 月2回	2,360円（税込）

#### 日本スポーツ振興センター災害共済給付金

区分	利用者負担額
生活保護世帯	0円
生活保護世帯以外	210円

#### ◆病院受診における保護者様の付き添いについて

園児が安全に園生活を送れるよう努めておりますが、保育中の怪我等により、医療機関への受診が必要になる場合がございます。当園では、以下の観点から受診が必要な際は「原則として保護者の方に付き添いをお願いする」方針をとっております。

- ①園児の心のケアのため 体調不良や怪我で不安な時、保護者の方がそばにすることが園児にとって一番の安心と支えになります。
- ②納得のいく治療選択のため 医師からの説明を受け、検査や処置の判断・同意を保護者様ご自身で行っていただくためです。
- ③医師からの説明や指示を直接ご確認くださいことで、家庭でのケアや再登園のめやすなど受診後の対応が

スムーズになります。

④受診時に保険証を病院でご提出いただくことで、会計・精算が円滑に行えます。

以上の理由から、緊急連絡があった際にはお仕事等でお忙しい中恐縮ですが、お迎えと受診の付き添いにご協力をお願い申し上げます。

※一刻を争う緊急事態（意識不明や重篤な怪我など）の場合は、園の判断で救急搬送を行います。その際も、搬送先の病院での合流をお願いすることとなります。

（保護者様の同行が難しい場合）

お仕事のご都合などにより、やむを得ず受診への同行が難しい場合は、職員のみで受診し、以下の手順で対応させていただきます。

①一旦、保育園にて医療費の全額（10割）を立て替えて支払い、領収証を受け取り、保護者様にお渡しします。

②後日、保護者様ご自身で、お伝えした期日までに病院または加入されている健康保険組合（国民健康保険など）に立替分の領収書を持参し健康保険・こども医療費助成の適用の精算をしていただき、払い戻された現金を保育園にご持参ください。（新たに領収証が発行された場合は一緒にご持参ください）

## ② 時間外保育に係る利用者負担

種別	費用	延長時間	区分
標準時間 延長	事業の 運営費	1 時間	生活保護世帯及び当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども（特別保育事業 A階層・B階層） 日額 0円
			当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額40,800円未満の世帯に属する子ども（特別保育事業 C階層） 日額 100円
			当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額40,800円以上の世帯に属する子ども（特別保育事業 D階層） 日額 200円
		その他	1時間の額を参考として保育所長が定める額

短時間 延長	事業の 運営費	1 時間	生活保護世帯及び当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども（特別保育事業 A階層・B階層） 日額 0円
		2 時間	
		3 時間	

			当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額40,800円未満の世帯に属する子ども（特別保育事業C階層） <div style="text-align: right;">日額 100円</div>
			当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額40,800円以上の世帯に属する子ども（特別保育事業D階層） <div style="text-align: right;">日額 200円</div>

※保育短時間認定を受けた保護者は、短時間延長保育終了後、19時30分までの範囲において、保育標準時間認定を受けた延長保育料にて延長保育の提供を受けることができる。

※名古屋市延長保育ガイドラインに基づく

A) 補食：18：31からの延長保育時に提供（0円）

(5) 保育料等の納付について

- ① 基本となる保育料は、市から引き落とし又は、振込通知書等が届けられますので、申請した銀行等へご入金下さい。
- ② 延長保育料や送迎証等、諸雑費は園から請求書をお渡ししますので引き落とし口座へご準備をお願いいたします。

**※月末締め翌月27日前後に引き落としとなります**

※当園は、上記費用を銀行振り込みにて支払いを受けた時は、銀行振り込み明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

また口座振替にて支払いを受けた場合は、通帳の記帳をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

③ 口座登録について

登録方法は、インターネット口座振替登録のみとなります。（有償）

※ 受付手数料は、下記のとおりです。

楽天銀行・PayPay銀行・GMO あおぞらネット銀行：385円（税込）

上記銀行以外：550円（税込）

※ 登録後約2カ月以内での請求を予定しております。

（例）4/1入園の場合

5/7までに登録完了されましたら、5月請求分より引落開始でき、登録手数料の請求は6月となります。（あくまで目安としていただけますようお願いいたします。）

※ 本社内処理のタイミングにより、手数料請求時期が後ろ倒しになる可能性があります。

※ 請求状況につきましては、毎月中旬頃に発行している請求書でご確認ください。

※ 同園内にご兄弟が在籍されている場合は、1口座のみの登録で構いません。

(6) その他の保育園事業について

特別保育事業：時間延長保育

地域子育て支援事業：地域交流事業、子育て支援に関する情報提供事業

## 6. 保育園の1年

	保護者様が参加できる行事	園児のみの行事	その他の行事
4月	入園式 (対象児の保護者様のみ)	進級式	【毎月の行事】 ● 誕生会 ● 身体測定 ● 避難訓練  【隔月の行事】 ● 防犯訓練(年4回)  【年2回】 ● 内科健診  【年1回】 ● 歯科健診 ● 消防訓練(消防署立入) ● 個人面談(年2回) ● 不審者訓練 (警察署立入)
5月	保育参観(0・1歳児) 個人面談(0・1歳児) 親子遠足(3・4・5歳児)		
6月	保育参観(2・3・4歳児) 個人面談(2・3・4歳児)		
7月	保育参観(5歳児) 個人面談(5歳児)	七夕会	
8月		夏まつり	
9月	引き渡し訓練	施設訪問(年長児)	
10月	運動会	ハロウィン	
11月	個人面談(0・1・2歳児)	遠足(幼児クラス) 勤労感謝訪問(年長児)	
12月	個人面談(3・4・5歳児)	クリスマス会	
1月		正月遊び週間	
2月	生活発表会(2～5歳児) 保育参観(0・1歳児)	節分	
3月	卒園式 (年長児の保護者様のみ)	ひなまつり会 お別れ遠足(年長児) お別れ会	

水遊び期間

※年間行事予定表は年度末に配布させていただきます。また、行事は変更する事がございます。その場合はおたより等で詳細をお知らせいたします。

## 7. 登降園について

- (1) 保育園への送迎は必ず保護者の方の責任において行ってください。
- (2) 午前9時 30 分までに登園できない場合や、欠席される場合は園まで電話もしくはコドモンからご連絡ください。また、受診等で登園が遅れる時も、午前9時00分までにご連絡ください。給食が提供できる時間が決まっているため、ご連絡の際に合わせて登園予定時刻もお知らせください。ご連絡頂けない場合、給食の提供ができないことがあります。また12時までに登園していただかなければ安全衛生上、給食の提供ができなくなりますので予めご了承ください。
- (3) 園の入り口は、オートロックになっていますので、セキュリティカードにて対応していただくか、インターフォンを押して「お名前」をお伝えください。確認後、解錠させていただきます。
- (4) お迎えの方が変更になる時、また降園予定時間が変更になる時は、必ず電話にてご連絡をお願いします。15分以上遅れた場合は保育園から連絡する事があります。
- (5) 車で送迎は5台の駐車場を確保しておりますので、譲り合って使用をお願いします。

駐車場の兼ね合いもあるため、お迎え時は早めの出庫をお願いします。駐車場入場は、公園側より入場になり、出庫の場合は駐車から左手に出庫していただきますようよろしくお願いいたします。

### ☞ 同意書 2-①

- (6) 自転車で送迎される方は、敷地内の駐輪場をご利用ください。自転車の駐輪は送迎時のみの利用に限らせていただきます。

## 8. 食事と離乳食

### (1) 当園の給食の特徴

食育の推進	保育園では、乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験ができるよう食育活動を行っております。
給食 (昼食・おやつ・補食)	お子様の発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し栄養士が作成した献立を基に給食の提供に努めます。栄養士の管理指導のもと、保育園において調理をします。離乳食についても発達に応じて初期から完了期まで調理しております。アレルギー食に対応しております。
献立等	毎月月末までに翌月の献立表を配信します。月1回の「食育の日」はメニューが郷土料理になります。日々の給食は玄関付近のサンプルケースに展示します。献立の中にお子様は初めて食べる食材がある場合は、ご家庭で必ず事前に2回お試しください。アレルギーの症状がないことを確認してください。☞同意書 2-②
食物アレルギー等の対応	食物アレルギーがあると診断された場合には、医師の記載した、保育所におけるアレルギー疾患「生活管理指導表 様式2」を保育園に提出していただきます。(新規・継続 様式1-1・変更・解除様式1-2) 保護者様と栄養士、看護師、担任で面談後、除去を開始いたします。保育園ではアレルギー食への対応は、「基本除去食」となります。アレルギーの状態により食材入手が困難な場合や調理が難しい場合は、お弁当持参をして頂くこともございます。
衛生管理等	大量調理マニュアルに基づき、職員の健康診断を年1回以上、給食(調乳を含む)従事者の検便を毎月実施します。給食従事者の日々の健康状態の確認のほか、調理設備の点検を行い、衛生管理に努めます。
その他	朝食は大切ですので、必ず食べてから登園をお願いします。 遠足等でお弁当をお願いする場合があります。

(2) 給食に使用する食材一覧表

当園では、給食の食材として卵は使用しておりません。マヨネーズは卵不使用のマヨドレを使用いたしております。

① 離乳食（初期）から使用する食材

穀物	魚類	豆類	その他	
米（10倍粥） 食パン うどん	かれい	豆腐（きぬごし）	麦茶 片栗粉	かつおだし かつお・昆布だし
野菜				
じゃがいも さつまいも にんじん	たまねぎ だいこん かぶ	かぼちゃ ブロッコリー 白菜	キャベツ ほうれん草 小松菜	チンゲン菜

② 離乳食（中期）から使用する食材

穀物	魚類	肉類	豆類	
米（7倍粥） そうめん、春雨 スパゲティー 小麦粉	しらす ツナ水煮缶	鶏ひき肉（むね）	納豆（きざみ） 大豆（きざみ） 高野豆腐	豆乳 きな粉 いんげん
乳製品	野菜類			お菓子
プレーンヨーグルト	きゅうり パプリカ ズッキーニ	なす 冬瓜 里いも	レタス ピーマン わかめ 青のり	りんご（加熱） なし（加熱） みかん オレンジ
				ハイハイ

③ 離乳食（後期）から使用する食材

穀物	魚類	肉類		乳製品
米（5～3倍粥）		豚ひき肉	牛ひき肉 豚肉（赤身） 牛肉（赤身）	粉チーズ
野菜類	果物	お菓子		調味料など
アスパラガス コーン もやし 粉寒天	ひじき 焼きのり（きざみ） ごま	スイカ	いちご	ハイハイ
				さとう、油 しお しょうゆ みそ

④ 離乳食（完了期）から使用する食材

穀物	魚類		豆類	乳製品	
米（軟飯） 米粉（上新粉・白玉粉）	ぶり	ツナ油漬け缶		牛乳（飲用） バター	スライスチーズ ピザ用チーズ
野菜類		果物	お菓子	調味料など	
クリームコーン 缶 えのき れんこん	水菜 にんにく しょうが	みかん缶 黄桃缶	ぱりんこ カルシウムウエハース ソフトせんべい マリービスケット	酢 酒 みりん ケチャップ マヨドレ 中濃ソース コンソメスープの素	鶏ガラスープの素 かつおぶし ごま油 ホットケーキミックス ジャム（いちご） あんこ（こしあん）

⑤ 幼児食から使用する食材

穀物	魚類		豆類	乳製品	
ビーフン 中華麺	あじ さば ちくわ かまぼこ	ベーコン ハム ウインナー	油揚げ 厚揚げ グリーンピース 枝豆（きざみ） きぬさや		生クリーム カルピス
野菜類		果物	お菓子	その他	
しいたけ しめじ 切干大根 ごぼう にら えのき なめたけ なめこ	おくら たけのこ 葉ねぎ 糸こんにゃく しらたき エリンギ	かき レーズン パイン缶	コーンフレーク マシュマロ ぶどうジュース	黒砂糖 梅干し パセリ カレーパウダー カレールウ	レモン汁 トマト缶 ゆかり ココアパウダー 抹茶

### 第3章 保健と健康管理

子どもの健康づくりは、家庭と園が一体となって取り組むことが大切です。保育園の生活は時にお子様の体に負担をかけてしまいます。お子様にいつもと違う様子が見られましたら、早めの病院受診をお勧めいたします。

#### 1. 登園の条件について **同意書 2-③**

お子様をお預かりする上で重要な情報（例：発熱・嘔吐等の体調不良や投薬、ご自宅や登園中に起きた怪我等）は、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆様と園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となります。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同様をお願いいたします。

##### (1) 症状がある場合の登園の可否について

症状	登園できる	家庭での保育
発熱	解熱後 24 時間以上経過し、他の症状がなく、普段通りの生活ができています	37.5℃以上の発熱がある 24 時間以内に解熱剤を使用している
下痢	24 時間以内に下痢が 1 回のみ 食事や水分を摂ってもその刺激で下痢をしない 発熱や嘔吐など他の症状がない 排尿、機嫌、顔色がいつもと変わりなく、元気がある	24 時間以内に 2 回以上の下痢がある 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする 普段より排尿が少ない、機嫌が悪い、顔色が悪い、元気がない、ぐったりしているなどの症状がある
嘔吐	授乳後の少量の嘔吐や溢乳	24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある 食欲がなく水分を欲しがらない 機嫌が悪い、顔色が悪い、元気がない、ぐったりしているなどの症状がある
咳		夜間入眠中に咳のために数回起きる ゼイゼイやヒューヒューと苦しそうな呼吸をしている、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がある 喘息発作を起こしている
発疹	医師の診断がついた登園に差し支えない発疹 蚊による虫刺され痕	発熱とともに発疹がみられる場合 原因不明の発疹があり、受診をしていない場合 感染症による発疹が疑われ、医師により登園を控えるよう指示された場合 口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合 浸出液を伴う発疹が顔面などにあって、患部をガーゼなどで覆えない場合 浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合 我慢できないくらいの痒みが伴う場合

(2) 保育中に体調不良となった場合のお迎えをお願いする目安

	お子様の症状や様子
発熱	37.5℃以上の発熱があり、元気がなく機嫌が悪いとき ぐったりしているとき 排尿回数がいつもより減っているとき 食欲なく水分が摂れないとき けいれんが起きたとき
下痢	食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき（水のような排泄物） 腹痛を伴う下痢があるとき 下痢が複数回みられるとき 下痢の他に機嫌が悪い、食欲がない、発熱がある、嘔吐する、腹痛がある、ぐったりしているなどの諸症状がみられるとき 脱水症状がみられるとき
嘔吐	嘔吐をしたとき 元気がなく機嫌、顔色が悪いとき ぐったりしているとき 吐き気が止まらないとき 腹痛を伴う嘔吐があるとき 下痢を伴う嘔吐があるとき 脱水症状がみられるとき
咳	咳があり眠れないとき ヒューヒュー、ゼイゼイと苦しそうな呼吸をしているとき 少し動いただけでも咳が出るとき 咳とともに嘔吐が数回あるとき 顔色が悪くぐったりしているとき 水分が摂れないとき 突然咳込み、呼吸が苦しそうになったとき
発疹	発疹が時間とともに増えたとき

※上記の症状以外にもお子様の体調や普段と違う場合、ご報告のためお電話をさせていただく場合がございます。

## 2. くすりについて

当園では原則お薬をお預かりすることはいたしません。園生活において投薬を必要とする場合は事前にご相談ください。☞ **同意書 2-④**

受診の際に保育園に通園していることを伝え、朝晩の2回処方にしてもらう等医師へ相談をお願いします。

また、当園では怪我をした際には流水で洗浄し、絆創膏を貼付させていただきます。傷の大きさによってはガーゼを使用し、医療用テープで固定することもあります。その際、傷の乾燥防止のため白色ワセリンを塗布する場合があります。

## 3. 園児健康診断

健診や測定後には結果をお知らせいたします。

内科健診（全園児）	年2回実施
歯科健診	年1回実施
身体測定（身長・体重）	毎月実施

## 4. 嘱託医について

嘱託医は、当園のお子様の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、保護者及び職員の相談対応・指導を行うものです。当園の嘱託医は以下の通りです。

若月こどもとアレルギーのクリニック	〒465-0069 名古屋市名東区高針荒田1901	052-788-7581
メイト歯科	〒465-0081 名古屋市名東区高間町501-1	052-703-6660

## 5. 感染症の登園基準

乳幼児が集団で生活する保育園においては、感染症が流行しやすく、また、抵抗力も免疫力も低い乳幼児が感染症にかかった場合は、重症化する場合があります。園内での感染症の拡大を防ぐために、感染症と診断されたら園までご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、治癒後に登園する場合は、医師に登園可否の確認が必要となります。また、学校保健安全法に定められている一部の感染症では、医師が記入する「登園許可証明書」または保護者が記入する「登園届」が必要となりますので、登園の際に提出してください。

また、各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場であるため、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を減らす取り組み（手洗いやうがい、消毒等）は取り組んでおります。感染機会を減らし、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。また、衛生に関する取り組みは同ガイドラインを基にし、過度な清潔を目指すことはいたしません。なお、ご家庭内で保護者様やご兄弟などが感染症にかかった場合も、園にご連絡いただきますようお願いいたします。

## 6. 病児、病後児保育について

病後児保育に関しては、お住まいの別添の資料をご覧ください。

## 7. 乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために

睡眠時の死亡事故を防ぐために、保育園では睡眠時のお子様の呼吸の状態や姿勢などを以下の通りに観察しています。

0歳児	5分毎
1歳児、2歳児	10分毎

- ◆ 睡眠中のうつぶせ寝は死亡のリスクが高くなるため、仰向けに戻します。ご家庭でも、睡眠時にうつぶせ寝になっている場合は、仰向けに戻し、うつぶせ寝でなくても眠れるようにしていきましょう。
- ◆ 睡眠中の環境が暖かすぎると、呼吸が止まりやすくなることが知られています。そのため、午睡時に着用する衣服は裏起毛ではない素材を選ぶとよいです。同じ理由として、午睡時のかけものはフリース毛布などを避けた方が安全です。
- ◆ ご家庭で喫煙されている方がいる場合、睡眠中の死亡リスクが高くなりますので、お子様の前での喫煙は避けましょう。

※SIDSの詳細につきましては、リーフレット（26ページ）をご参照ください。

## 8. 予防接種

保育園は感染経験が少なく免疫力、体力、身体の機能がまだまだ十分でない乳幼児が毎日長時間にわたり集団生活をする場となります。そのため予防接種を計画的に実施されますことをおすすめいたします。

※予防接種は副反応が現れる場合があるため、お休みの日か降園後に接種していただくようお願いいたします。接種翌日は体調がよければ登園していただけます。受けられた予防接種の種類、日時についてはコドモンへのご入力をお願いいたします。

## 登園許可証明書

トレジャーキッズいっしゃ保育園 施設長

前

お子さまの名

年 月 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	麻しん (はしか) ※
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症※ 登園届用紙：別用紙
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘 (水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱 (プール熱) ※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※ 必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症への集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いいたします。

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出して下さい。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発症後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過すること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日として、5 日を経過すること
風しん	発しん出現 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが結痂（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失すること。又は、適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の子どもについて出席停止の必要はなく）、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められること
侵襲性髄膜炎菌感染症	—	医師により感染の恐れがないと認められること

<インフルエンザ用登園届（保護者記入）>

インフルエンザ登園届（保護者記入）

トレジャーキッズいっしや保育園 施設長 様

入所児童名

平成・令和 年 月 日 生

（該当日を記入してください）

発症日	令和	年	月	日
解熱日	令和	年	月	日

（該当項目に☑をお願いします）

<input type="checkbox"/>	発症から5日経過している ※発症日は0日とする
<input type="checkbox"/>	解熱後3日経過している ※解熱した日は0日とする

.....上記に間違いありませんので、令和 年 月 日より登園いたします。.....

令和 年 月 日

保護者名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

## 登園届（新型コロナウイルス感染症用）（保護者記入）

トレジャーキッズいっしや保育園 施設長 殿

児童名 \_\_\_\_\_

病名 **【新型コロナウイルス感染症】**

令和 年 月 日、医療機関名「 \_\_\_\_\_ 」を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断されました。

「発症した後5日を経過し」かつ「症状が軽快した後1日を経過していること」を  
 みたし、児童の健康が回復したため、登園いたします。

日にち	発症日	/	/	/	/	/	/	/	/
症状が軽快した日に○									

令和 年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_

※発症後、最低5日間は当園できません

例	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した日に○		○	1日				登園可能		
日にち									
症状が軽快した日に○							○	1日	登園可能

## 登園届

トレジャーキッズいっしや保育園 施設長

お子さまのお名前

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑 (りんご病)
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	突発性発疹
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルスなど)
<input type="checkbox"/>	その他 ( )

(医療機関名) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日受診) において  
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
より登園いたします。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

保護者名

### ※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸症状のある間	呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡が形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹	—	解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルスなど)	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少するが数週間ウイルスを排出するので注意が必要）	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段通りの食事が取れること

# 寝ている 赤ちゃんの いのちを 守るために



乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)

「乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)」は、それまで大きな異常のきざしが無いのに、乳幼児が睡眠中に亡くなってしまいう原因不明の病気で、

●約5年には48名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第5位です。

SIDSについて▶



SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることで  
SIDSの発症率が低くなるというデータがあります

<p><b>1歳までは「あおむけ」に寝かせる</b></p> <p>SIDSは睡眠中に起こります。うつぶせ寝、あおむけ寝のどちらの体勢でも起こりますが、あおむけに寝かせるほうが発症率が低いことが研究でわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えあおむけに寝かせましょう。寝返りの発症事故を防ぐ上でも有効です。</p>	<p><b>できるだけ母乳で育てる</b></p> <p>母乳で育てられている赤ちゃんのほうが、SIDSの発症率が低いことが研究でわかっています。様々な事情があり、すべての人が母乳育児ができるわけではありません。無理のない範囲で母乳育児を試してみましょう。</p>	<p><b>たばこはやめる</b></p> <p>たばこもSIDSの発生要因のひとつであるといわれています。乳児期の受動喫煙がたばこを吸うことは、SIDSの発症率を高くすることがわかっています。妊婦自身の喫煙、まわりの人が吸ったたばこの煙を流煙を妊婦が吸う「流煙受動」も含まれた喫煙はSIDSの発生要因となります。こどもに関わるすべての大人は喫煙をやめましょう。</p>
---	--	---

こども家庭庁  
ホームページで  
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群(SIDS)について  
<https://www.cga.go.jp/06/child/sids/index.html>



乳幼児突然死症候群(SIDS)の  
認知サポートライン(第2版)  
<https://www.cga.go.jp/06/child/sids/supportline/>



乳幼児突然死症候群(SIDS)に  
ついては、各都道府県・市町村の  
母子保健指導員及び  
保健師・保健センターなどで  
ご相談いただけます。

## 眠っている赤ちゃんの 窒息を防ぐには



一日の多くを寝て過ごす赤ちゃんにとって、睡眠時の環境は  
とても大切です。SIDSの直接の原因ではありませんが  
睡眠環境を整えることで、SIDSとは異なる窒息も防ぐことができます。

ベビーベッドに寝かせ  
柵は常に上げておく。  
頭や身体がはさまれないようにも注意

できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に合格した製品であることを示す、PSCマークが掲げられたベビーベッドを選びましょう。  
また、赤ちゃんは日々成長し、できることが増えるため、「動かないだろう」と判断せず、転落しないように、柵は常に上げておきましょう。赤ちゃんの頭や身体がはさまれないよう、周囲の隙間やベッド柵と敷布団・マットレスの隙間をなくしましょう。



赤ちゃんが寝る場所には  
枕やぬいぐるみをおかない。  
口や鼻はおおわない

赤ちゃんは、寝返りをしたり、ずり上がりたり、寝ている間も動き回ります。口や鼻をおおったり、顔にまきついたりしてしまいうリスクがあるものは危険です。肌やタオル、衣服、またぬいぐるみなどは近くにおかないようにしましょう。



下に敷くふとん・マットレスは  
固めのものを使う。  
上にかけるふとんは使わない

ふかふかした柔らかい敷きふとん・マットレス・枕は、うつぶせになった場合に顔が埋まってしまい、鼻や口がふさがれて窒息するリスクがあります。赤ちゃん用の固めの寝具を使いましょう。掛けふとんは使用せず、服袋で温度調整しましょう。また、保護者が深い眠をする時は、赤ちゃんを身体や顔で圧迫しないように注意しましょう。



## 第4章 家庭との連携

### 1. 園からのお知らせ

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、子どもトレジャーキッズいっしょ保育園が皆様の大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

### (1) 朝ごはんを食べてから登園しましょう

子ども達の健やかな成長に欠かせない「基本的な生活リズム」を身につけるための取り組みを推進しており、「早寝・早起き・朝ごはん」を元気なこどもの合言葉にしています。

#### 朝ごはんを食べることで

- ◆ 体温が上がり、頭もからだもすっきり目覚めることができます
- ◆ 3回食事を摂ることは、からだの成長に欠かせません
- ◆ 腸が刺激され、便秘の予防になります

### (2) 熱中症予防について

近年、夏の暑さが厳しく、毎年全国で熱中症にて搬送されるお子様が後を絶ちません。

お子様たちが屋外で元気に遊ぶことは大切です。一方、お預かりしているお子様の命を守ることは私たちの第一の責務です。当園では次のように考えて屋外活動（園庭あそびや散歩など）を中止します。

#### 環境省熱中症情報予防サイトにて

午前9時名古屋市の[こども]の暑さ指数が危険(31以上)の場合、その日の日中は戸外活動をいたしません。また、園でも実測値を測定しています。

ただし、上の条件で「活動可」となっても、その後の温度の上昇、その日のお子様たちの様子、体調によっては屋外活動をしない場合があります。

### (3) 保育園から道路に出るときには、必ずお子様と一緒に出て下さい

☞ 同意書 2-⑥

車は危ない、とわかっていても、こどもは急に走り出します。引き渡してからの、行方不明事故は、深刻な事故に繋がりがねません。送迎時、園職員が門扉周辺で見守ることはしておりません。

#### 保護者様の手は、お子様の命綱です

送迎時、玄関や門扉はひんぱんに開閉します。その間にお子様が出て行ってしまふことがあります。玄関・門扉周辺では、お子様から目、手を離さないでください。

#### 安全はお互い様です

玄関や門扉を開け閉めする際、お子様だけが園から出ていくのをみたら、知らないお子様でも必ず呼び止めて、園にいる保護者、職員に声をかけてください

#### 朝は必ず声をかけてください

お急ぎでも、必ず職員に声をかけてお子様をお預けください。声をかけていただかないと、お子様の登園、人数を把握できません。朝は、お預けまでに時間をいただくこともございますが、お子様を大切に一人ひとりお預かりするためです。ご了承ください。

### (4) お子様たちのかみつき・ひっかきについて ☞ 同意書 2-⑦

お子様に自我（「わたし」「ぼく」）が生まれてくると、かみつきやひっかきが始まります。「それ、ぼくの」、「ほしいな、それ」、「わたし、やだ」…、このような気持ちがあっても、まだ言葉にはなりません。そのため、かみついたり、ひっかいたりという行動になります。または、お子様の目の前に現れた誰かの指や顔に、手や口が出ることもあります。

これは成長発達のひとつの特徴です。全てのお子様たちがかみつきやひっかきをするわけではありませんが、かみつきやひっかきが終わらないことも絶対にありません。誰かを傷つけようという気持ちも、お子様には全くありません。反対に「〇〇ちゃん、好き!」、「あそぼう!」といった、他者に対する興味がかみつきやひっかきのような行動として出ることもあります。

保育者は、お子様が幼いながらも言葉で気持ちを表現できるよう働きかけをしています。時として私たちの言葉かけや働きかけが間に合わないこともあります。保育者はお子様がかんだり、ひっかいたりすることを放置はしません。できる限り止めて、気持ちを受け止め、言葉にするよう伝えます。かみつきやひっかきは特別な行動でも悪い行動でもなく、こども同士のかかわりや「仲良し」の中に出てくるものです。

もし、かみつきやひっかき起きた時には、適切に処置をして、保護者の方にもお伝えします。

また、生え始めた歯がかゆくてかんでしまう、ということもあります。ご家庭でそのような様子が見られ始めましたら、園までお伝えください。当園でも、同様のことがみられましたら、お伝えしていきます。保護者の皆様と保育園の二人三脚で、こどもたち一人ひとりの成長、そして、こどもたちがお互いに関わり合いながら育っていく姿をしっかり見守っていきましょう。

## (5) 事故に繋がるものは身に着けずに登園しましょう

職員は園内の床や、園庭などに危険なものはないか、いつもチェックをしております。その理由は、0歳児、1歳児が口に入れてしまう可能性があるからです。異物を口に入れることで、窒息したり、窒息を起こさなくても喉の奥の方や気道に挟まってしまい、病院で取り出すのが容易ではないケースもあります。

乳児の保護者の方はもちろん、年中・年長児の保護者の方も「うちの子は食べたりしないから」とお思いにならず、他のお子さんの安全をお考えください。

### ◆ 身に付けて登園できないもの

- ◇ 飾りのついたヘアゴム、シリコン製のヘアゴム、ヘアピン
  - ◇ 気管支拡張剤(咳止め)テープ、虫よけパッチ(シール)、虫刺されパッチなど体に張り付けてくる薬剤・医薬品・医薬部外品。
- ※気管支拡張剤を貼っていない状態であれば、お預かりすることはできません

### ◆ 身に付けて登園する場合、登園時に申告してほしいもの

- ◇ 絆創膏、ガーゼ、ガーゼ固定のテープなど

### ◆ 園の活動中に身に着けることができないもの

- ◇ フードつきの衣服(パーカー、ダウンジャケットなど)
- ◇ つかまり立ち以上の動きができるようになったお子様の衣服や肌着でロンパースタイプのもの

### ◆ カバン等につけて持参できないもの

- ◇ ボールチェーンのキーホルダー

園では、シールやテープ、ビニール、食事用のラップが落ちていたり、お子様や職員の体についていたりしないかを日常の活動の中で確認しています。また、机やロッカーなどに貼られているテープの「はがれ」もチェックと補修をしています。小さいお子様がいらっしゃるご家庭では、同じようにお気をつけいただければと思います。

ご意見やご質問などございましたら、いつでも担任や園長にお声掛けください。

## (6) お子様の写真とプライバシー保護について、大切なお願い

### ☞ 同意書 2-⑨

当園では、保護者様のご同意のもと、園だよりやクラスだより、ブログ等にお子様たちの活動の写真を掲載し、日々の活動の様子をお伝えしています。お子様の写真を掲載することにご同意されていないご家庭については、掲載することのないよう配慮しております。

保護者の皆さまにも、他のお子様のプライバシー保護についてお願いいたします。

- ◆ ご自身のお子様以外の顔がわかる写真を Instagram、Facebook、ブログ等にアップされませんよう、ご配慮をお願いいたします。
- ◆ 他のお子様(たち)が写っている写真をアップしたい場合は、必ずそのお子様(たち)の保護者様の了解を得るか、または他のお子様の顔を画像処理してください。

ご家庭には、さまざまなご事情があります。居所を隠してお住まいのご家族がいらっしゃる場合もございます。「自分の友人だけに配信するのだから」とお考えでも、転送や共有、「いいね！」を繰り返すうちに、思いもしない人の手に写真が渡ってしまうこともあります。

独立行政法人 情報処理推進機構は 2015 年 5 月の連休に合わせて、投稿写真からプライバシーが漏洩する危険性について注意喚起をしています。(詳しくは「情報処理推進機構 ゴールデンウィーク (GW) の行楽写真を投稿する際はご注意ください」で検索)

保護者様の間で「わが子の写真を載せないで」、「みんなの写真を載せないで」とお互いに伝えにくい場合は、園長にお伝えください。

ご意見やご質問などございましたら、いつでも担任や園長にお声掛けください。

## 2. 保護者へのご連絡について

保護者へのご連絡は連絡カードに記載頂いた第1 緊急連絡先から順に連絡させていただきます。

## 3. 緊急時の連絡方法

### (1) 緊急連絡先について

入園時に保護者の皆様から、非常時の連絡先を緊急連絡先の用紙に記入し提出していただいています。これは緊急時及び災害時に利用する大切な個人情報の書類となります。**記入後に変更が生じた場合は、必ず園へお知らせください。**変更箇所の訂正をしていただきます。お子様をお預かりする上で、保護者の皆様と連絡を取り合うために重要なものとなりますので、ご協力をお願いします。

- 緊急時は、この書類に記載してあります第1 緊急連絡先から順に連絡いたしますので、必ず連絡のつく順番で記載をお願いいたします。
- 緊急時、園に連絡がつかない場合は、園長携帯へご連絡ください。

＜トレジャーキッズいっしゃ保育園 園長携帯 070-8784-0241＞

### (2) 大地震・火災等 緊急を要する場合の対応

保育園は、お預かりしているお子様を災害から守るため、日頃より様々な備えをしておりますが、これらの対応には保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。いざという時に皆様に適切な行動をとっていただき、保育園と保護者の皆様とが一体となって、園児の安全を確保できるよう以下のことにご協力をお願いいたします。

非常災害が発令された場合、または現実に非常災害が発生した場合は保護者の方は保育園に迎えにきてください。園舎が危険な場合は、別の避難場所に避難していることがあります。

避難場所を保育園前に掲示しますので、電話による連絡・問い合わせはお断りします。災害時、園舎にとどまる事が困難な状況と判断された時（園舎が倒壊の恐れ又は近隣からの火災等）は子どもの安全を確保し避難場所へ避難いたします。

#### ＜災害時避難場所＞

	名 称	住 所
一時集合場所	一社公園	名東区亀の井3丁目
指定避難所	名東小学校	名東区亀の井3丁目134

※原則として引き渡しは保護者に限りますが、状況により保護者が来られない場合の代わりの方（代理引取り人）をあらかじめ「緊急連絡カード」に記入しお知らせください。

※園児の引き渡しは、引き渡し名簿確認のうえで行いますので、迎えにきた際には必ず職員に確認後、降園していただきますようお願いいたします。

### (3) 自然災害時の対応

台風などの自然災害時（大雨、地震、津波、高潮、暴風等）の対応は、名古屋市の対応に準じて対応して参ります。

警報が発令された場合、子どもの安全確保のため、次のように対応します。

ご理解の程よろしくをお願いいたします。

【名古屋市の警報発令時】

名古屋市、愛知県、愛知県西部及び尾張東部に暴風（雪）警報が午前 6 時に発令されている場合は、休園です。ただし、午前 11 時まで解除になった場合、2 時間後に開園します。保育中に警報が出された場合は速やかにお迎えに来てください。

【高齢者等避難（警戒レベル 3）、避難指示（警戒レベル 4）、特別警報発令時】

保育時間中に発令された場合は休園とし、保護者に速やかにお迎えを依頼します。避難場所へ園児とともに避難します。保育時間外に発令された場合は、解除されるまでは休園とします。

※警報は名古屋市および気象庁の HP 名古屋市防災アプリ（無料）等で確認できます。

※警報の解除後も十分に気をつけて登園願います。

※保育園への個々のお問い合わせは混雑しますので、緊急メールをご確認ください。

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、情報の内容により、保育所等は休園になる場合があります。

4. 非常災害対策

防犯設備	門扉、および玄関扉電気錠	
防災設備	・自動火災報知機 有                      ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有	
消防計画届出年月日	2022 年 3 月 29 日	
防火管理者	森川 千鶴	
定期訓練	避難訓練、消火訓練：毎月 1 回以上実施 総合防災訓練・不審者訓練（引取訓練を含む）：毎年 1 回実施	
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開園時間外を含む）、引き続き児童を保護します。	
災害時安否情報メール	保育園では、災害時において、安否情報をお知らせするために、メール配信を行っています。 この安否情報は、災害時に保育園の避難状況が落ち着き園児の安全が確保されたら、一斉メールで送信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応は行いません。災害発生時のメール送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。	
災害備蓄品	水	水 おおよそ 1 日分
	非常食	白米、おかゆ、クッキー、ビスケット おおよそ 3 日分
	トイレ	非常用トイレ、 おおよそ 1 日分
	ヘルメット	職員数分
	防災頭巾	乳児用 30 個、幼児用 42 個
	その他	保温シート 7 枚、手回しラジオ 1 台、非常用持ち出し袋 7 個

## 5. 緊急時の対応

対応方法	児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。	
消防・救急	管轄	名東消防署
	所在地	〒465-0056 愛知県名古屋市名東区野間町40
	連絡先	052-703-0119
警察	管轄	名東警察署
	所在地	〒465-8558 愛知県名古屋市名東区猪高台2丁目1009
	連絡先	052-778-0110
嘱託医	管轄	若月こどもとアレルギーのクリニック
	所在地	〒465-0069 名古屋市名東区高針荒田1901
	連絡先	052-788-7581
嘱託歯科医	管轄	メイト歯科
	所在地	〒465-0081 愛知県名古屋市名東区高間町501-1 メイトピア2階
	連絡先	052-703-6660

## 6. 家庭と保育園との連絡について

保育園から家庭への連絡は、連絡帳システムや印刷物（おたより）又は、掲示板等で行います。

期日のあるものは、必ず提出期限をお守りください。疑問やご意見がございましたら、お気軽にお問い合わせください。ご家庭と保育園の連絡を密に行っていきたいと思えます。

0歳児から2歳児の連絡帳はアプリにて、毎日ご記入又は確認をお願いします。3歳児以上も適宜ご確認頂きますようお願いいたします。（入力期間は当日の朝9時までとなります）

もしお忘れになられたときは、職員にお伝えください。

## 7. 保育内容に関する相談・苦情窓口

当園は、利用者からの苦情に適切に対応する体制として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を以下の通り設置しております。

### (1) 目的

苦情等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めること。

利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者がサービスを適切に利用することができるよう支援すること。

納得のいかないことについては、円滑・円満な解決に努めること。

## (2) 解決の体制について

### ◆保育園

受付担当者	(トレジャーキッズ保育園 主任)
解決責任者	(トレジャーキッズ保育園 園長)
連絡先	TEL052-784-5557 ※当園では、園内に要望・苦情等に係る投函箱も設置しています。

### ◆第三者委員

氏名	社会保険労務士法人 和(なごみ) 佐々木 絵莉菜/加藤 有里
連絡先	06-6942-0753

### ◆その他の相談・苦情受付窓口

部署名	株式会社セリオ 保育事業部 大阪本社
連絡先	06-6442-0600

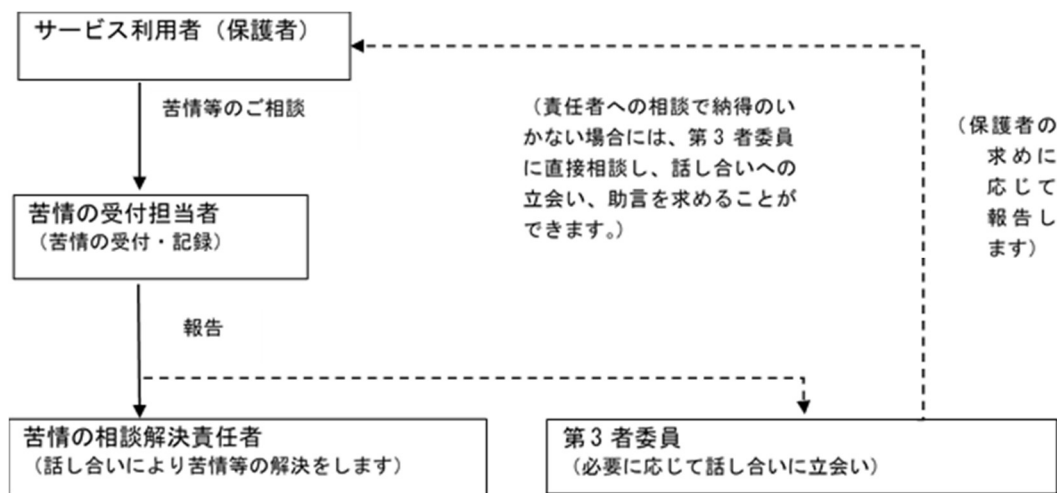
## (3) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認



## (4) 解決の通知と公表

受け付けた苦情等は、解決責任者より所定の用紙により、改善内容、調査を実施したことの報告書または調査を行わない旨を申出人へ報告します。

個人情報に関するものや申出者が拒否した場合を除いて、苦情等の解決について、毎年度終了後に事業報告やホームページ等において公表し、改善に努めます。

## 8. 虐待防止等の措置について

体制整備等	児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。

### 【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

虐待には、次の4つがあります。(児童虐待防止法に規定)

- ・身体的虐待・・・殴る。蹴る。突き飛ばす。たばこの火などを押し付ける。熱湯をかける。首を絞める。戸外に締め出す。閉じ込める。縛り付ける。など
- ・心理的虐待・・・ひどい言葉を浴びせる。罵倒する。脅す。無視する。きょうだいと差別する。配偶者に対する暴力や暴言。きょうだいに対する虐待。など  
子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねることになるため、子どもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応する。
- ・性的虐待・・・性交。性的行為。性器や性行為を見せる。ポルノ写真を撮る。入浴やトイレを覗く。など
- ・ネグレクト・・・遺棄。置き去り。食事を与えない。衣服を長期間不潔なままにする。病気でも受診させない。登園、登校させない。同居者等が虐待を行っていることを放置する。など

**\* 児童虐待対応マニュアルより抜粋**

## 9. 第三者評価について

認証評価機関による「第三者評価」を定期的に受審します。

当保育園の受審結果はホームページのほか、1階事務室に常時備える予定です。

### 第三者評価の受審、自己評価の実施状況


項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	2025/1/9	ホームページに掲載
自己評価の実施状況	毎年度実施予定	

## 10. 利用者に対するの保険


保険会社	あいおいニッセイ同和損保保険会社（賠償責任保険）	
保険の種類	賠償責任保険（施設・生産物）、傷害保険	
保障内容／金額	【賠償責任保険】 施設対人(1名につき)	1,000,000,000 円

## 11. 個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

(1) 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び教育・保育給付認定保護者の秘密保持を厳守します。区市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

(2) トレジャーキッズ保育園における個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて（38～39ページ）  **同意書 2-⑩**

(3) ホームページや会社パンフレット等への写真掲載に関して

当園では園児の活力ある姿を保護者の方々のみならず、広く内外に広報することによって、地域の皆様や当園に入園を希望される方、当園に関わる方に対し、園の活動内容をよりご理解していただきたいと考えております。そのために弊社ホームページをはじめとして、弊社パンフレット、園内掲示等に保育園生活のいきいきとした写真や動画を掲載したいと考えております。  **同意書 2-⑪**

### ① 掲載内容

- 園での活動の様子
- 園児の作品、制作物
- 園での行事に関する写真

### ② 掲載媒体

- 弊社ホームページ、Facebook、Instagram、YouTube、SNS、ブログなどインターネット関連媒体
- 弊社パンフレット、園紹介パンフレット
- 園内掲示
- 園児募集、求人案内等

※ご同意いただけない場合は、掲載、投稿いたしません。

※掲載後でも保護者より訂正・削除依頼があれば、対応いたします。

## 12. 写真販売について

保育園での生活やあそび、行事などの様子を職員やプロのカメラマンが撮影した写真を株式会社うるるが運営する「インターネットスクールフォトサービス“うるる”」を通じ、インターネット上にてご購入いただいています。写真はL版と集合写真が主で、データのダウンロードも可能です。

公開、販売に際しては、スクールID、ユーザーID、パスワードにて、関係者以外は閲覧、購入はできません。なお、ご購入いただきました写真、および写真データはご家族でお楽しみいただきますよう、SNS、ブログ等、インターネット上での公開はご遠慮いただきますようお願い致します。

写真購入に関しましては、保護者様より直接うるるでご購入いただくものとなります。当保育園は関与しておりませんので、予めご了承ください。☞ 同意書 2-⑫

## 13. 登園におけるその他の留意事項

喫煙	登園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
集団生活、安全のルール	保育活動や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうる事はお控えください。

## 14. 料金滞納によるサービス停止に関するお知らせと同意書について

### 1. 対象とするサービス

概要	内容
園独自で提供する有料のサービス	リトミック、体操教室、スイミング、英語教室、造形、まなび、アウトドア教室、コットリース、絵本購入、その他物品購入 等

※在籍されている園により、実施していないサービスがございます。

### 2. 滞納があった場合の対応

以下のルールに準じ、サービス提供を停止致します。

#### (1) 料金滞納によりサービスを停止する日

二ヵ月目のご入金の確認できなかった日

#### (2) 料金滞納によりサービスを停止する期間

滞納する料金の全額の入金を確認できるまで、提供するサービスを停止するものとする。

#### (3) サービスの再開

滞納する全額の入金の確認がとれ次第、サービスの再開を行う。また、複数のサービスにわたり滞納があり、その一部の入金を確認できた場合、以下を優先順位とし、入金の手続きを行い、サービスの停止を解除するものとする。

① 請求月が古い未収金

② 金額（単価）が高い未収金

③ 単価が同額の場合、重要事項説明書に記載の順

※本運用開始以前に未収金が発生している方につきましては、同意以前も含めて全額のお支払い確認がとれ次第のサービス再開となります。☞ 同意書 2-⑬

トレジャーキッズ保育園における  
個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

(弊社における個人情報保護管理者)

株式会社セリオ

本社 担当：富永 妙子

住所 大阪市北区堂島 1-5-17 TEL 06-6442-0500

トレジャーキッズ保育園は、園児および保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて『個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを宣言します。

（基本理念）

1. トレジャーキッズ保育園では、『個人情報保護法』第 3 条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

（個人情報の利用目的）

2. トレジャーキッズ保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

（個人情報の第三者への提供）

3. トレジャーキッズ保育園では、『個人情報保護法』第 23 条に規定されている下の各号の一に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

（1） 法令に基づく場合

（2） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3） 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4） 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該

事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（個人情報の管理）

4. トレジャーキッズ保育園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）、滅失、または毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

（個人情報の開示・訂正・利用停止・消去）

5. トレジャーキッズ保育園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求ある場合には、法令に従って速やかに対応します。なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応します。

【個人情報に関するお問合せ窓口】

お問合せ 内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報の取扱いに対するご意見等</li><li>・個人情報保護方針について</li><li>・個人情報の開示等（開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止）</li><li>・利用目的について</li></ul>
お問合せ 窓口	株式会社セリオ 個人情報保護管理者 富永 電話：(06)-6442-0500 FAX:(06)-6442-0881 電子メール： <a href="mailto:tominaga@serio-corp.com">tominaga@serio-corp.com</a>

（個人情報保護体制の継続的改善）

6. トレジャーキッズ保育園は、この「トレジャーキッズ保育園における個人情報保護の方針及び取り扱いについて」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつまた、継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

（個人情報の任意性について）

7. トレジャーキッズ保育園では、個人情報の提供については、お客様の自由なご判断にお任せいたします。ただし、必要な個人情報の一部をご提供いただけない場合、当園のサービスの一部をお受けいただけない場合がございますので、ご了承ください。

★★ 一日の保育の流れについて（とある日の例） ★★

0・1歳児		2歳児		3歳児以上児	
時間	保育内容	時間	保育内容	時間	保育内容
7:30	登園開始（～9:00まで 合同保育） 健康観察（おむつ交換・検 温） 室内遊び（合同保育） 排泄	7:30	登園開始（～8:30ま で合同保育） 健康観察 室内遊び（合同保育） 排泄	7:30	登園開始（～8:00 まで合同保育） 健康観察 室内遊び（合同保育） 排泄
9:00	自由あそび	9:00	自由あそび	9:00	自由あそび
9:15	手洗い・おやつ	9:15	手洗い おやつ		※自分のタイミングで 排泄
9:30	おむつ交換・排泄・手洗 い	9:30	排泄	9:45	朝のごあいさつ
10:00	戸外あそび・散歩などの 主活動 （午前睡は個別対応）	10:00	戸外あそび散歩などの 主活動	10:00	戸外あそび散歩などの 主活動 体操、リトミック等特 別保育
10:30	離乳食				
11:00	給食	11:00	排泄・手洗い	11:15	排泄・手洗い
11:30	排泄・おむつ替え	11:15	給食	11:30	3歳児給食 4歳児5歳児給食
11:45	午睡	11:45	排泄・手洗い	12:00	3歳児午睡
		12:00	午睡	13:00	4・5歳児自由遊び
14:30	目覚め 排泄・手洗い	14:30	目覚め 排泄・手洗い	14:30	目覚め 排泄・手洗い
15:00	手洗い・おやつ	15:00	おやつ	15:00	おやつ
		15:20	帰りのごあいさつ	15:20	帰りのごあいさつ
15:30 ～	自由遊び・順次降園 排泄・手洗い	15:30 ～	自由遊び・順次降園 排泄・手洗い	15:30 ～	自由遊び・順次降園
17:00	合同保育（0・1・2歳 児） 排泄・手洗い	17:00	合同保育（0・1・2歳 児） 排泄・手洗い		※自分のタイミングで 排泄
17:30	合同保育（0～5歳児）	18:00	合同保育（0～5歳 児）	18:00	合同保育（0～5歳 児）
18:31	延長保育 手洗い・補食	18:31	延長保育 手洗い・補食	18:31	延長保育 手洗い・補食
19:30	降園終了	19:30	降園終了	19:30	降園終了

★★ 入園時に用意していただくもの ★★



		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食用エプロン		3枚	3枚	3枚 様子をみて 枚数を減ら していきま す			
汚れ物入れ（ジッパー付） 100均で売っているB4サイズ ※0.1.2歳児はエプロンと汚れ物の2枚をご用意ください ※それぞれのジッパーに汚れ物用、エプロン用とご記入ください		2個	2個	2個	1個	1個	1個
お口拭き・ウェットティッシュ 【口拭き用記載のある物】 (フタつきのもの)		1パック	1パック	1パック			
昼寝用バスタオル ※毎週末に持ち帰り洗濯 ※ゴムがついている物1枚 上掛け用1枚 ※見える位置に記名してください		2枚	2枚	2枚	2枚	2枚	★2枚
着替え（上下・肌着・靴下）		4組	3組	3組	◆3組	◆2組	◆1組
哺乳瓶（乳首付）		2個 200 CC以上					
水筒（ストロー禁止、コップタイプの物）		1個	1個	1個	1個	1個	1個
フェイスタオル		1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚

※水筒は衛生上及び水分摂取量の把握の為ストローではなくコップのものでお願いします。  
※昼寝用バスタオルの作り方は別紙参照（市販の物やセリオでも取り扱いもあります）

【保育園では以下のご用意をさせていただきます】

- ・手拭用ペーパータオル
- ・午睡用のお布団（メッシュタイプベッド）

※★マークのものにつきましては、開始時期がきたらご案内いたします。

4・5歳児クラス 夏時期とスイミングの日はお昼寝あり

◆3歳児以上はロッカーに予備の着替え（私服で大丈夫です）をご準備ください。

## 午睡用タオルについて

コットのサイズ：縦130cm 横53cm 高さ13cm



見える位置に記名  
をお願いします

# 事故に繋がるものの具体例

## 飾りのついたヘアゴムの例



## シリコン製のヘアゴムの例



非常に切れやすいため、  
使用は避けて下さい

## ヘアピンの例



どのようなタイプでも  
使用は避けて下さい

## キーホルダーの例

**NG**



ボールチェーンはバラバラになると  
全てを回収することが困難です

**OK**



キーリングタイプであれば  
持参していただいて構いません

## トレジャーキッズいっしゃ保育園 運営規程

### (施設の目的)

第1条 ㈱セリオが設置するトレジャーキッズいっしゃ保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びなごや子どもの権利条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、この規程は、その施設の運営について重要事項に関する事項を定める。

### (運営の方針)

- 第2条 当園は、入所する乳児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとする。
- 2 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うものとする。
  - 3 当園は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
  - 4 当園の保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、園児を保育するとともに、園児の保護者に対する保育に関する指導を行うものとする。
  - 5 当園は、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」及び「名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第59号）」その他関係法令等を遵守し、保育を実施するものとする。
  - 6 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
  - 7 当園は、保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。
  - 8 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### (名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 **トレジャーキッズいっしゃ保育園（事業所番号：2311506100071）**

(2) 所在地 **名古屋市名東区亀の井3-88**

(提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指

針（平成 29 年告示）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育その他の便宜の提供を適切に行うものとする。

- (1) 保育の提供
- (2) 給食の提供
- (3) その他保育にかかる行事等
- (4) 障害児保育
- (5) 延長保育事業

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 5 条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、名古屋市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年名古屋市条例第 100 号。以下「市設備基準条例」という。）で定める配置基準以上で、かつ名古屋市で保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長 1 名（常勤職員）  
園長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 主任保育士 1 名（常勤職員）  
主任保育士は、園長を補佐するとともに、園児の保育業務について他の保育士を統括する。
- (3) 保育士 10 名（常勤職員 10 名、非常勤職員 適宜）  
保育士は、本事業所における乳児及び幼児の保育業務を行う。
- (4) 保育従事者 若干名（常勤職員 適宜、非常勤職員 適宜）  
保育従事者は、本事業所における乳児及び幼児の保育業務を行う。
- (5) 調理員 5 名（常勤職員 2 名、非常勤職員 適宜）  
調理員は、本事業所における調理業務を行う。
- (6) その他、必要に応じて職員を配置することとする。

（保育・教育を提供する日）

第 6 条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

（保育・教育を提供する時間）

第 7 条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前 7 時 30 分から午後 18 時 30 分までとする。

土 午前7時30分から午後18時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時30分から午後16時30分までとする。

土 午前8時30分から午後16時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時30分から午後19時30分までとする。

土 午前7時30分から午後19時30分までとする。

(利用料その他の費用等)

第8条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 第1項に定めるもののほか、入園案内に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜に要する費用については、教育・保育給付認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下、「2号認定子ども」という。） 30人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下、「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 24人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	6人	12人	12人	10人	10人	10人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第10条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの教育・保育給付

認定保護者とその内容を確認する。

- 3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当する時は、保育・教育の提供を終了するものとする。
- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず市町村が利用を取り消したとき。
  - (2) 教育・保育給付認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
  - (3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
  - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、速やかに保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、日頃から消防計画や災害対応マニュアル等を作成し、消火器等の消火用具の設置や非常口その他の必要な設備を設けるとともに、避難・備蓄用品等を備え、毎月1回以上の避難・消火訓練を実施し、非常災害時の伝言方法・避難場所等を明確にしておくものとする。

(防犯及び事故防止)

第13条 当園は、園児の安全を確保するために、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
  - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
  - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（教育・保育給付認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第15条 当園は、教育・保育給付認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、教育・保育給付認定保護

者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録し、解決結果の公表もホームページにて行う

#### (安全対策と事故防止)

第 16 条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 当園は、名古屋市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
- 4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、市こども家庭支援課にも報告する。

#### (健康管理・衛生管理)

第 17 条 当園では、子どもに対して、名古屋市設備基準条例に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及名古屋市の手引きに則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

#### (教育・保育給付認定保護者に対する支援)

第 18 条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその教育・保育給付認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもや教育・保育給付認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 当園は、教育・保育給付認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、教育・保育給付認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、教育・保育給付認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。（業務の質の評価）

第 19 条 当園は、名古屋市が規定する保育・教育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育・教育の質の向上を目指す。

- 2 保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、年 1 回は行い、保育所の自己評価については、その結果を公表する。
- 3 名古屋市が規定する外部による評価については、株式会社運営となる場合は

第三者評価を3年に1回受審し、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第20条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び教育・保育給付認定保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第21条 当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- |                               |                     |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 保育・教育の実施に当たっての計画          | 5年間保存               |
| (2) 提供した保育・教育に係る提供記録          | 5年間保存               |
| (3) 市町村への通知に係る記録              | 5年間保存               |
| (4) 教育・保育給付認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存               |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存               |
| (6) 保育所児童保育要録                 | 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存 |
| (7) 自己評価                      | 5年間保存               |

(平等の原則)

第22条 本園は、園児又はその親権者の国籍、信条、社会的身分若しくは性別等によって差別的取扱いをしない。

(登園・降園)

第23条 園児の登園・降園（早退時を含む、以下同じ）には、予め園に所定の送迎者登録票を届けた近親者等（以下、「届出のある保護者」といいます。）が付き添うものとする。

- 2 降園の際の園児の引き取りは届出のある保護者に限定するものとし、園は届出のある保護者以外の方による園児の引き取りを拒むことができる。また、園は届出（送迎者登録票）のある保護者の方に園児を引き渡したことから発生するいかなる事態についても責任を負わないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 本園は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにするものとする。

附則 この規程は2022年4月1日から施行する。

**別表**

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

保育において提供される便宜に要する費用のうち、本園の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児の保護者に負担させることが適当と認められるもの。
---

クラス	内容	負担を求める理由及び目的	単価 (税込)	個数	合計 (税込)
0歳児	カラー帽子 黄緑	保育で必要な物品	1190円	1	1190円
1歳児	カラー帽子 水色	保育で必要な物品	1190円	1	1190円
2歳児	カラー帽子 橙	保育で必要な物品	1190円	1	1190円
	スマック (遊び着)	保育で必要な物品	1800円	1	1800円
3歳児	カラー帽子 赤	保育で必要な物品	1190円	1	1190円
	連絡帳 シール	保育で必要な物品	720円	1	720円
	スマック (遊び着)	保育で必要な物品	1800円	1	1800円
	制服ボレロ グレー 90~140	保育で必要な物品	9500円	1	9500円
	体操服ポロシャツ	保育で必要な物品	2300円	1	2300円
	体操服パンツ	保育で必要な物品	1900円	1	1900円
	リュック	保育で必要な物品	4450円	1	4450円
	シューズ	保育で必要な物品	2280円	1	2280円
4歳児	カラー帽子 桃	保育で必要な物品	1190円	1	1190円
	連絡帳 シール	保育で必要な物品	720円	1	720円
	スマック (遊び着)	保育で必要な物品	1800円	1	1800円
	制服ボレロ グレー 90~140	保育で必要な物品	9500円	1	9500円
	体操服ポロシャツ	保育で必要な物品	2300円	1	2300円
	体操服パンツ	保育で必要な物品	1900円	1	1900円
	リュック	保育で必要な物品	4450円	1	4450円
	シューズ	保育で必要な物品	2280円	1	2280円
5歳児	カラー帽子 ぼたん	保育で必要な物品	1190円	1	1190円
	連絡帳 シール	保育で必要な物品	720円	1	720円
	スマック (遊び着)	保育で必要な物品	1800円	1	1800円
	制服ボレロ グレー 90~140	保育で必要な物品	9500円	1	9500円
	体操服ポロシャツ	保育で必要な物品	2300円	1	2300円
	体操服パンツ	保育で必要な物品	1900円	1	1900円
	リュック	保育で必要な物品	4450円	1	4450円
	シューズ	保育で必要な物品	2280円	1	2280円

※体操服ポロシャツ 130 cmは 2760 円、体操服パンツ 130 cmは 2280 円、スマック 130 cmは 2160 円となります。

※用品は専用サイト『すまいるストアにて』直接購入になります。

※写真購入に関しましては、保護者様より直接うるるへ購入していただくものとなります。

お問い合わせ等はうるるにご連絡お願いいたします。

◆卒園アルバム購入費 (5歳児)

卒園アルバム	1冊 7,000円前後
--------	-------------

※金額は頁数等により前後します。

◆行事参加費、交通費等

5歳児 ・プラネタリウム参加 ・保育まつり等

<令和6年度実績>

・5歳児卒園アルバム代 6,842円

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
紙おむつおしりふき定額利用サービス	0歳～2歳 定額のご利用料をお支払いいただき、園内で使用する紙おむつ・おしりふきを園より提供します。	2,200円(税込)/1か月
行事参加費 その他	遠足の入園料等 卒園アルバム	事前に保護者に説明同意の上、徴収することとする
主食費	本園は3歳児クラス以上に対し、主食(米飯及びパン)の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、主食の提供を行わない場合には、主食費が減免される。本園は3歳児クラス以上に対し、主食(米飯及びパン)の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、主食の提供を行わない場合には、主食費が減免される。	1,700円
副食費	本園は3歳児クラス以上に対し、副食(主食以外)の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、副食の提供を行わない場合や年収360万円未満相当世帯又は第3子以降のお子さん、副食費が減免される。	4,500円
セキュリティカード	セキュリティカードは卒園退園時に園に必ず返却をお願いいたします。紛失時には2,800円(税込)を徴収いたします。またセキュリティ保護のため、紛失時には速やかに園にお申し出いただきますようお願いいたします。	紛失時のみ料金発生 2,800円(税込)
材料費	行事プレゼント・進級祝い・卒園記念品など	400円/1か月
スイミング	バス料金 レッスン費用 月2回	2,360円(税込)

日本スポーツ振興センター災害共済給付金

区分	利用者負担額
生活保護世帯	0円
生活保護世帯以外	210円

時間外保育に係る利用者負担

種別	費用	延長時間	区分
標準時間 延長	事業の 運営費	1 時間	生活保護世帯及び当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども（特別保育事業 A 階層・B 階層） 日額 0 円
			当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども（特別保育事業 C 階層） 日額 100 円
			当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども（特別保育事業 D 階層） 日額 200 円
		その他	1 時間の額を参考として保育所長が定める額

短時間 延長	事業の 運営費	1 時間 2 時間 3 時間	生活保護世帯及び当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども（特別保育事業 A 階層・B 階層） 日額 0 円
			当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額 40,800 円未満の世帯に属する子ども（特別保育事業 C 階層） 日額 100 円
			当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分）市町村民税が所得割額 40,800 円以上の世帯に属する子ども（特別保育事業 D 階層） 日額 200 円

※保育短時間認定を受けた保護者は、短時間延長保育終了後、19 時 30 分までの範囲において、保育標準時間認定を受けた延長保育料にて延長保育の提供を受けることができる。

案内①

【EC サイト運用について】

2026 年度の物品の購入につきましては、当園の運営会社、株式会社セリオが指定する保護者様専用サイト『すまいるストア』での購入をしていただきます。

本サイトについてのアクセス方法、物品の購入方法等につきましては、別途詳細を当園よりご案内させていただきます。

※写真販売、遠足の参加費用等につきましては、このサイトの限りではございませんので予めご了承ください。

## 案内②

### 【料金未納の場合の対応について】

有料の特別保育サービス等、園独自の有料のサービスを提供いたしております。  
この園独自の有料サービスにつきまして、料金滞納があった場合の対応を、以下と致します。

## 記

### 3. 対象とするサービス

概要	内容
園独自で提供する 有料のサービス	リトミック教室、体操教室、スイミング教室、英語、造形、まなび アウトドア教室、絵本購入、その他物品購入 等

※在籍されている園により、実施していないサービスがございます。

### 4. 滞納があった場合の対応

以下のルールに準じ、サービス提供を停止致します。

#### (1) 料金滞納によるサービスの停止をする日

二か月間連続して料金の滞納があった場合、二か月目の料金滞納が確定した日

#### (2) 料金滞納によりサービスを停止する期間

滞納する料金の全額の入金が確認できるまで、提供するサービスを停止するものとする。

#### (3) サービスの再開

滞納する全額の入金の確認がとれ次第、サービスの再開を行う。

但し、複数のサービスにわたり滞納があり、その一部の入金が確認できた場合、以下を優先順位とし、サービスの停止を解除するものとする。

<優先順位>

- ④ 請求月が古い未納金分
- ⑤ 金額（単価）が高い未納金分
- ⑥ 単価が同額の場合、重要事項説明書に記載の順

## 費用一覧表

項目	対象年齢	金額	税区分	補足事項
標準時間延長 1 時間 (A・B 階層)	全園児	0 円	非課税	日額
標準時間延長 1 時間 (C 階層)	全園児	100 円	非課税	日額
標準時間延長 1 時間 (D 階層)	全園児	200 円	非課税	日額
短時間延長 1～3 時間 (A・B 階層)	全園児	0 円	非課税	日額
短時間延長 1～3 時間 (C 階層)	全園児	100 円	非課税	日額
短時間延長 1～3 時間 (D 階層)	全園児	200 円	非課税	日額
閉園後お迎え	全園児	1,000 円	非課税	10 分毎
紙おむつおしりふき定額サービス	0～2 歳児	2,200 円	税込	月額 (希望者)
主食費	3 歳児以上	1,700 円	非課税	月額
副食費	3 歳児以上	4,500 円	非課税	月額
材料費	全園児	400 円	非課税	月額
スポーツ振興会保険料	全園児	210 円	非課税	入園時
カラー帽子	0～5 歳児	1,190 円	税込	
スモック (遊び着)	2～5 歳児	1,800 円	税込	
連絡帳 シール	3～5 歳児	720 円	税込	
制服ボレロ	3～5 歳児	9,500 円	税込	
体操服ポロシャツ	3～5 歳児	2,300 円	税込	
体操服パンツ	3～5 歳児	1,900 円	税込	
リュック	3～5 歳児	4,450 円	税込	
シューズ	3～5 歳児	2,280 円	税込	
卒園アルバム	5 歳児	7,000 円前後	税込	
スイミング		2,360 円	税込	1 回
口座登録受付手数料	全園児	385 円	税込	楽天・PayPay・あおぞら銀行
口座登録受付手数料	全園児	550 円	税込	上記以外
セキュリティカード再発行	全園児	2,800 円	税込	

※体操服ポロシャツ 130 cmは 2760 円、体操服パンツ 130 cmは 2280 円、スモック 130 cmは 2160 円となります。